

米子市学校体育施設開放事業管理運営要領

1 利用調整について

公民館及び中学校にて学校体育施設の利用日時及び運営について調整する。

2 利用の範囲

学校体育施設開放事業の利用の範囲は、スポーツ活動を目的とした継続的な活動のために学校の屋内運動場（講堂を含む。）及び屋外運動場並びにこれらの附属施設及び備付器具を使用する場合とする。

3 利用許可の対象者

小学校の利用においては、原則として校区内の住民が主体となって組織されたスポーツグループ等とし、中学校の利用においては、前記グループ及び教育委員会に団体登録したスポーツグループ等とする。

4 利用団体の登録

- （１）学校体育施設を利用しようとするスポーツグループ等は、米子市学校体育施設利用団体登録申請（以下「利用団体登録申請」という）を教育委員会に提出しなければならない。
- （２）教育委員会は、提出された米子市学校体育施設利用団体登録申請を審査の上適当と認めたときは、鳥取県米子市施設予約システム（以下「予約システム」という）の利用者IDを発行し、利用者に通知する。
- （３）登録有効期間は無制限とするが、登録団体の代表者または連絡先等の変更がある場合は、米子市体育施設利用団体登録変更申請を提出しなければならない。また、活動内容（競技種目等）の変更がある場合は、再度、利用団体登録申請を提出しなければならない。

5 利用期間

毎年４月から翌年３月までの学校教育に支障のない日とし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日は午前７時から午後１０時まで、その他の日については午後６時から午後１０時までとする。ただし、学校長が認めた場合は、

この限りではない。

6 利用許可

- (1) 利用者は、予約システムから教育委員会に利用予約申請を行う。
- (2) 利用予約申請の受付は、利用日の属する月の前月の10日以降とする。
ただし、事前の利用調整をされた日程については利用日の属する月の前月の1日から利用予約申請を受け付ける。
- (3) 教育委員会は、提出された利用予約申請を審査の上、適当と認めたときは、予約システムを通じて承認する。
- (4) 予約の承認は、教育委員会において、開庁日の午前8時30分から午後5時までの間で行う。

7 団体登録の取消事由

- (1) 利用許可の目的その他遵守事項に違反したとき。
- (2) 故意に学校体育施設設備を損傷したとき。

8 利用条件

- (1) 特別な設備を要する場合は、事前に教育委員会の承認を得なければならない。
- (2) 許可後、他人に利用する権利を譲渡してはならない。
- (3) 利用後は、学校体育施設設備を原状に復し、その異状の有無及び清掃状況を確認すること。
- (4) 学校体育施設設備を損傷した場合は、速やかにその旨を届け出るとともに、利用者において弁償する。

9 使用料

施設使用料及び照明設備使用料は、米子市学校施設の使用に関する条例（平成17年米子市条例第67号）第13条で定めているとおりとする。

10 使用料の還付

事前に予約システムを通じ、使用予約のキャンセルをした申請については、その使用料を還付する。

11 減免

施設使用料及び照明設備使用料の減免を受けようとするスポーツグループ等は、利用団体登録申請内で、減免を希望する旨を申請する。

次の利用の場合は、施設使用料及び照明設備使用料を減免する。

- (1) 米子市及び米子市教育委員会が主催しスポーツ活動として利用する場合。
- (2) 子どもたちのスポーツ活動として利用する場合。
- (3) 公民館が主催する下記の行事に該当する場合
 - ① 公民館スポーツ大会
 - ② 公民館スポーツ大会のために行われる事前練習会
 - ③ ニュースポーツ等の講習会
 - ④ 市民体育祭参加のための事前練習会

12 遵守事項

- (1) 許可条件を遵守し、学校長及び市の職員又は係員の指示に従うこと。
- (2) 飲食及び火気の使用はしないこと。（水分補給は可）
- (3) 学校敷地内は全面禁煙のこと。
- (4) 体育館は土足で使用しないこと。必ず上靴を準備すること。
- (5) 自動車は、必ず駐車場に駐車し、グラウンド内に侵入しないこと。
- (6) 施設利用後はむやみに学校敷地内に滞在せず、速やかに解散し、近隣住民の迷惑になる行為は厳に慎むこと。（照明、騒音等）
- (7) 準備と片付けも含め、時間内に収めること。
- (8) 壁、柱等にはり紙をしないこと。
- (9) けががあったときは、利用者の責任において処置をすること。

13 スポーツ傷害保険等

利用者は、スポーツ傷害保険等に参加することが望ましい。

附則

- 1 本要領は平成 19 年 10 月 1 日より施行する。
- 2 本要領は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 本要領は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 本要領は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 本要領は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。